

英國工場法中職場施設に関する
規定の沿革

労働省婦人少年局

第四十一條 「飲料水の供給」

- (1) 一切の労働者が、便利に接近し易い個所において公衆水道より又は地方庁が文書で認可した其の他の水源よりの優良な飲料水を充分に供給しなければならない。
右の認可は水が不良であるとの理由による外取消されない。
- (2) 飲料水の供給には管を以て引かないものは適當な容器に容れ少くとも毎日取換へなければならない。
又水及び容器が汚染しない様一切の措置を講じなければならない。
飲料水（管に依ると否とを問はず）には地方監督官が命ずる一切の場合において飲料水と明瞭に標示しなければならない。
- (3) 飲料水で労働者が便利に飲用できる上方噴出器にて供給される場合を除き、労働者が飲用水で口飲々に容易な各箇所（一個以上の「コップ」又は容器を備付けなければならない）。

第四十二條 「洗滌施設」

- (1) 労働者のため充分で且つ適當な洗滌施設を設けなければならない。この中には石けん及び清潔

な手拭又は「クリーニング」を為し又は乾すための其の他の適當な方法を含まなければならない。
右の洗濯施設は利用しうる様にし、常に清潔で整理した状態に保持しなければならない。

(2) 内務大臣は一般的に又は或る種の工場若しくは或る作業に使用せられる若し充分にして適當な洗濯施設に付いての標準を規則を以て定めることができる。

(3) 内務大臣は水の充分な供給を要することか困難であるか又は設備が制限され又他の方法で充分で適當な洗濯施設を便利に利用できる事実により又は当該規則に記載せられる如き特別の事情により本條の要件の適用が不適當であると認める場合には規則を以て本條の要件から工場を免除する規定を設けることができる。

第四十三條 「被服の爲の設備」

(1) 労働者が作業時間中に着用しない被服の爲の充分且つ適當な設備を設け、又被服を乾燥する爲に適當に実行できる装置又は標準が定められるときは之に依り定められる装置を設けなければならない。

(2) 内務大臣は規則を以て一般的に又は或る種の工場について被服のための適當な設備及び被服を乾燥するための装置についての標準を定めることができる。

(以下略)

第四十四條 「腰掛の爲の設備」

立作業を行う一切の女子労働者の爲就業中に与えられる休憩の機会を利用できる様充分な腰掛の爲の設備を設けなければならない。